

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田村市長 白石 高司

市町村名 (市町村コード)	田村市 (211)
地域名 (地域内農業集落名)	広瀬地区 (宮ノ下,針湯,佐土畑,作,町,下組)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

広瀬地区は市の最南部に位置する。主要地方道船引大越小野線沿いを中心に集落が形成されており、古くからの湯治施設をはじめとした地域のコミュニティ施設がある。近年は、県道小野富岡線があぶくま高原道路と接続されたことにより、市外からの来訪者が増加している。

農業者は高齢者が多く、今後は農業者の後継者不足による離農数の増加と、それによる耕作放棄地の増加が予想される。水稻を中心として畜産、葉たばこ、野菜を組み合わせた複合経営が営まれている。近年では、甘藷を生産する農業法人をはじめ、個人経営でも甘藷、蕎麦、果樹などに取り組まれている。山間部においては有害鳥獣被害が多く、対策を要している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主体とした複合経営を進めるにおいて、より地域に適合する新たな土地利用型作物(畑作振興作物)の導入を検討する。地域の農地は広く分布しており、各集落の特性に応じる必要がある。増加している遊休農地や耕作放棄地は、多面的機能支払交付金等を活用して維持管理を行い、農用地としての機能や地域の景観を保つ。

課題解決に向けて、農地集積や後継者の育つ環境づくり、新規参入者の確保、スマート農業導入についても検討を進め、農業の新たな形態を模索する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	260.72 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	208.25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農用地等を、農業上の利用がおこなわれる区域として、保全・管理を行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
借受意向がある農業者へ、規模縮小などの意向がある農用地について、地域や関係機関と連携しながら、農地バンク等を活用して集積・集団化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、遊休農地や耕作放棄地を中心に関係機関と連携して農地バンクの活用を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
各集落において「農地中間管理機構関連農地整備事業」を活用した基盤整備事業の検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足の課題解消に向けて、新規就農希望者・企業を積極的に受け入れ、地域全体で担い手として育成する。 農作業における経済的負担軽減を図るため、機械の共同化やスマート農業の導入について検討を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組を行っていないが、地区内で活用できるか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等による農作物被害があるため、電気柵、箱罾、くくり罾等を設置するほか、市担当部署や実施隊等と連携して被害低減を図る。
 ③後継者不足に対応するため、ドローン等を活用したスマート農業導入に向けた検討を進める。
 ⑤地域の気候に適した果樹等、稲作に代わる新たな農作物の導入を検討する。
 ⑦中山間や多面的活動により農用地等の保全管理をしていく。
 ⑧農業者の高齢化等に伴い、施設の維持管理が難しくなっていることから、新たな管理方法について検討する。